る者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、令和６年10月９日において次の要件を満たすものとする。

１）平成21年度以降に元請けとして、以下に示す工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。

下記の㋐から㋒の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

㋑　橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。

㋒　下記の工法以外の工法であること。

トラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む。）

ただし、上記㋐から㋒は同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　７⑴１）の認定（７⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴１）の認定を受けていない構成員が７⑴１）の認定を受けることが必要である。

なお、構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴１）の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が７⑴２）の条件に満たないとき又は７⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（７⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が７⑴１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和６－８年度　横断道江田高架橋上部ＰＡ34－ＡＡ２工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において日本中央競馬会の競争契約（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年８月28日

日本中央競馬会

施設部施設総務課長　藤野　　毅

◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

１　業種区分　競争参加資格を付与する業種は次のとおりである。

⑴　建設工事　①土木一式工事　②建築一式工事　③電気工事　④管工事　⑤鋼構造物工事　⑥ほ装工事　⑦しゅんせつ工事　⑧塗装工事　⑨防水工事　⑩内装仕上工事　⑪機械器具設置工事　⑫電気通信工事　⑬造園工事　⑭さく井工事　⑮水道施設工事　⑯消防施設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等　①測量　②建築関係コンサルタント　③土木関係コンサルタント　④設備関係コンサルタント　⑤地質調査業務

２　申請時期　令和６年９月２日（月）から令和６年10月18日（金）までとする。

なお、これ以降も随時申請は受け付けるが、令和７年当初からの資格付与が間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の作成に使用する言語　申請書の作成に使用する言語は、日本語とする。

なお、その他の書類で外国語により記載のものは、日本語の訳文を付記もしくは添付すること。

⑵　申請書の提出方法　日本中央競馬会ホームページ（以下記載のアドレス）にアクセスし、日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システムで予備登録を行い、受付システム内で必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。

・建設工事新規及び更新業者の添付書類

イ　総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和５年３月19日以降のもの。）

ロ　工事経歴書

ハ　委任状（代理人が代理申請する方のみ。）

ニ　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体で参加を希望する業者のみ。なお、経常企業共同体で参加を希望する場合、構成員単体での参加はできない。）